

指定共同生活援助事業所

(介護サービス包括型)

ライフサポート彩

運 営 規 程

社会福祉法人

富良野あさひ郷

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富良野あさひ郷が開設する指定共同生活援助事業所ライフサポート彩(以下、「事業所」という。)(介護サービス包括型)が行う指定障害福祉サービスである共同生活援助(以下、「生活援助事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、共同生活援助を利用する障害者(以下、「利用者」という。)(が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮し、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」)という。)第5条第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。
- 2 共同生活援助の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年北海道条例100号)、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所及び住居の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地並びに住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ライフサポート彩

(2) 所在地 北海道富良野市栄町11番11号

(3) 住居の名称及び所在地

- ①住居わかば 富良野市錦町13番26号
- ②住居あじさい 富良野市錦町13番27号
- ③住居のぎく 富良野市錦町10番26号
- ④住居ごりょう 富良野市中御料2062-25
- ⑤住居ひまわり 富良野市春日町12番15号
- ⑥住居たんぽぽ 富良野市朝日町5番12号
- ⑦住居ひなげし 富良野市若葉町7番8号
- ⑧住居なでしこ 富良野市朝日町5番12号
- ⑨住居かえで 富良野市緑町2番33号
- ⑩住居すみれ 富良野市春日町12番15号
- ⑪住居ぼぶら 富良野市中御料2067-3

(4) 前項に規定する共同生活住居に、次のとおりサテライト型住居を設置する。

①本体住居の名称 住居ひなげし

サテライト型住居の名称 住居ひなげしサテライト

サテライト型住居の所在地 富良野市若松町3番15号 ロジングハウス 211号

②本体住居の名称 住居かえで

サテライト型住居の名称 住居かえでサテライト

サテライト型住居の所在地 富良野市緑町2番15号 ロイヤルコート 101号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス管理責任者 2名以上

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 7条に規定する指定障害サービス計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められた利用者に対し、必要な支援を行う。

エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行う。なお、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努める。

(3) 世話人 9名以上

世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の介護及び援助等を行うものとする。

(4) 生活支援員 6名以上

生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護を行うものとする。

(5) 正看護師 1名以上

正看護師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のために必要な措置を講ずる。また、利用者の急性期に医師や医療機関との連携体制のもと必要な措置を講ずる。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者

(事業所定員及び住居定員)

第6条 事業所定員は58名とし、住居ごとの定員は以下の通りとする。

- | | |
|-------------|----|
| ①住居わかば | 6名 |
| ②住居あじさい | 4名 |
| ③住居のぎく | 3名 |
| ④住居ごりょう | 5名 |
| ⑤住居ひまわり | 7名 |
| ⑥住居たんぽぽ | 4名 |
| ⑦住居ひなげし | 4名 |
| 住居ひなげしサテライト | 1名 |
| ⑧住居なでしこ | 4名 |
| ⑨住居かえで | 4名 |
| 住居かえでサテライト | 1名 |
| ⑩住居すみれ | 7名 |
| ⑪住居ぽぷら | 8名 |

(個別支援計画の作成等)

第7条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - （1）定期的に利用者に面接すること。
 - （2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第 2 項から第 7 項までの規定は、第 8 項に規定する個別支援計画の変更についても同様とする。

（共同生活援助の内容）

第 8 条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事の介護、健康管理、金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、職場等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助を行うものとする。また、一時的に体験利用が必要と認められる者に対しても同様の援助を行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第 9 条 指定共同生活援助を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前項の支払いを受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

（1）家 賃

①住居わかば	月額	60,000円(1人分固定料金12,000円)
②住居あじさい	月額	40,000円(1人分固定料金10,000円)
③住居のぎく	月額	40,000円(1人分固定料金13,333円)
④住居ごりょう	月額	50,000円(1人分固定料金10,000円)
⑤住居ひまわり	月額	160,000円(1人分固定料金20,000円)
⑥住居たんぽぽ	月額	60,000円(1人分固定料金15,000円)
⑦住居ひなげし	月額	60,000円(1人分固定料金15,000円)
住居ひなげしサテライト	月額	37,700円(実費負担)
⑧住居なでしこ	月額	60,000円(1人分固定料金15,000円)
⑨住居かえで	月額	52,000円(1人分固定料金13,000円)
住居かえでサテライト	月額	40,000円(実費負担)
⑩住居すみれ	月額	160,000円(1人分固定料金20,000円)
⑪住居ばぷら	月額	90,000円(1人分固定料金10,000円)

（2）光熱水費 月額の個人分実費按分、共用部分実費按分

(3) 食材料費 月額の実費按分

(4) 日用品等 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

5 第1項及び第2項並びに第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証(第1項については受領書)を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

6 その他の住居の利用者の費用については、その他の住居毎に示すこととする。

7 利用者が生活保護受給者或いは市町村民税非課税世帯の者で、市町村からの家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とする。

(入居にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷等、他人に迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 管理上必要な指示に従うこと。

(5) 重要事項説明書及び契約書で定めたこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者(体験的な利用に係る利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第12条 共同生活援助の従事者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、ご利用者に緊急の事態が生じた時に、ご利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために苦情受付の窓口等の設置のほか必要な措置を講じるものとする。

2 提供した共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により北海道知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は、当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村、又は北海道知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、又は北海道知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、災害時等に関する具体的な計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

3 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は障害者虐待防止法を遵守し、利用者に対する虐待を未然に防止すること、また、早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する「虐待防止体制管理者」と「虐待防止マネージャー」を配置し必要とする措置を講ずる。
- (2) 富良野あさひ郷障害福祉事業の「虐待防止・身体拘束検討委員会」との連携を図り従業者に対する虐待の防止の啓発・普及するための研修の実施。
- (3) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族、障害者を雇用する事業者等、障がい者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する「虐待防止・身体拘束検討委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(衛生管理等)

第17条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第18条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提

供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意点）

第20条 事業者は、適切な共同生活援助ができるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年2回以上

- 2 従業員は業務上知り得た利用者、又その家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者に対して利用者等又はそのご家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、利用者等又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

（委任）

第21条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人富良野あさひ郷と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年12月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年8月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年10月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。
この規程は、令和7年4月1日から施行する。